

2・3 バラスト水排出規制

1. わが国のバラスト水管理条約批准

平成 16(2004)年 2 月に IMO で採択されたバラスト水管理条約は、船舶から排出されるバラスト水中に含まれるプランクトンやバクテリアなどの生存数を制限する排出基準(D-2 基準)が規定されており、当該基準を満足するためにはバラスト水処理装置(BWMS)の搭載が必要となる。同条約は、締約国が 30 か国以上、締約国商船船腹量の合計が、総トン数で世界の 35%を超えた日から 12 か月後に発効する。わが国は平成 26(2014)年 10 月に同条約を批准、42 か国目の締約国となった。

2. バラスト水管理条約に関する IMO における過去の審議概要

バラスト水管理条約の採択時には D-2 基準を満足する処理技術が確立されていなかったことから、平成 18(2006)年 10 月の第 55 回海洋環境保護委員会(MEPC55)より、BWMS の開発状況を勘案しつつ、適用開始日など条約の運用に関する検討が行われてきた。同時に、審議において BWMS の型式承認や供給能力に関する情報提供の必要性や、サンプリング方法の策定、型式承認された BWMS の実海域における実用性などについて多くの課題が指摘された。平成 22(2010)年 9 月の MEPC61 では、船舶へのバラスト水処理システムの搭載について、条約の早期発効・円滑な実施のために解決すべき課題等について各国と情報共有を行った。

上記のバラスト水処理装置の搭載に係る課題等について、平成 23 年(2011)年 7 月の MEPC62 において作業部会が設置され、課題解決の為の方策が検討された。平成 24(2012)年 3 月の MEPC63 において、日本関係船舶の BWMS 搭載が順調に進んでいない事を報告し、適切なレビュー実施に向け、他国においても搭載状況に関する調査を実施し、IMO において詳細を検討することをわが国が提案し合意された。これを受け、平成 24(2012)年 10 月の MEPC64 において、船主国数か国から BWMS 搭載状況の報告が行われたところ、他国においても BWMS の搭載状況がわが国同様に進んでいないことが判明、今後条約を円滑に実施するために、BWMS 搭載スケジュールの見直しを検討するための通信部会(CG)設置提案をわが国が行った。平成 25(2013)年 5 月の MEPC65 おいて、MEPC64 で設置された CG の議論を踏まえ、「条約発効までに BWMS 搭載が義務付けられる既存船について条約発効から当該船舶が保有する国際油汚染防止証書(IOPP 証書)の有効期間満了に対応する更新検査まで BWMS の搭載を猶予する事等を内容とする」IMO 総会決議案が合意され、同年 12 月の IMO 総会で採択された。これにより、最大 5 年間の BWMS 搭載延長が可能となった。

3. 今年度におけるバラスト水関連全般 IMO の審議動向(MEPC66/MEPC67)

① G8 ガイドラインの強化提案

平成 26(2014)年 3 月の MEPC66 おいて、ICS 等の国際海運団体が、現行のバラスト水管理システム承認の為のガイドライン(G8 ガイドライン)に基づいて主管庁から型式承認を受けたバラスト水処理設備を使用しても、排出基準に適合できないケースが多発しているとの問題を指摘し、G8 試験方法の強化等が提案され、処理設備の稼働状況や試験方法等に係る諸課題について調査することが合意された。

平成 26(2014)年 10 月の MEPC67 では、具体的な調査項目、調査方法(関係者に対するインターネット調査)、調査スケジュール等について合意し、直ちに G8 ガイドライン強化のレビューにとりかかることを決定した。

② MEPC 決議

MEPC67 において、概要以下の決議が採択された。なお、米国は本決議の採択に留保を表明した。

- G8 が改正されるまでは、現在の G8 を適用する。
- 改正 G8 が適用される前に型式指定を受けた処理設備を搭載している船舶、船主は、改正後に不利益を被るべきではない。
- トライアル期間中は、サンプリング結果のみに基づき、刑事罰又は船舶の拘留等の処分を行わない。

③ PSC ガイドラインの採択

平成 23(2011)年 2 月に開催された第 19 回旗国小委員会(FSI 19)より、PSC の実施手順を定めたガイドライン(PSC ガイドライン)に関する審議が行われており、MEPC67 では概要以下の PSC ガイドラインが採択された。米国は、試行期間中に刑事罰又は拘留処分は行わないことに対し留保を表明した。

- サンプリングの実施手順について、簡易分析結果のみで条約基準の適合性を判定せず、簡易分析→詳細分析の手順を踏むことを決定。
- 簡易分析から詳細分析に移行する閾値について、わが国より提案した D-2 基準値の 1000 倍については、現時点において、確定されている分析手法は存在しないことから、現時点において、閾値を導入することは困難であることに合意。
- 審議の結果、簡易検査から詳細検査に移行する閾値については、「試行期間中のサンプリング・分析ガイダンス(BWM.2/Circ.42)」において検証された簡易分析手法特有の閾値を用いることを決定。当該簡易分析手法の検証は、「試行期間中のサンプリング・分析ガイダンス(BWM.2/Circ.42)」を通じて実施される(つまり、当該簡易分析手法が検証されるまでの間は、閾値が存在しないことになり、詳細分析は実施されない。

④ バラスト水処理装置の承認

MEPC67 までに、最終承認を与えられた活性物質を用いたバラスト水処理装置(BWMS)は 33 件、実際に船舶に搭載可能な装置は活性物質を用いない装置を含め 42 件となった。